



## 時事寸評⑳

### 「障害者の権利条約」

本学社会福祉学部教授  
障害者権利条約アドホック委員会日本政府代表団顧問  
弁護士 東 俊 裕

2006年12月第61回国連総会は、障害者の権利条約を採択した。2001年メキシコのフォックス大統領国連演説を契機に翌年から2006年8月まで合計8回開催されたアドホック委員会の審議を経て国連総会で合意されたものである。現在のところ条約本体について、122ヶ国が署名し、14ヶ国が批准するに至っている（'08年1月15日現在）。発効に必要な20ヶ国の批准もそう遠くないであろう。

実は国連で障害者の権利条約を作ろうとする動きは今回が最初ではなかった。過去幾度かの挫折を経ているのである。今回合意を見たのは、各国障害者運動の伸展を基礎とする障害関連の国際組織が組織化され、その連携が強化される等の背景が存在したからである。条約策定の過程において障害NGOがアドホック委員会に参加し、かつ意見を述べる権限を獲得したのもこのような事情があったためであった。障害NGOは「Nothing About us, Without us!（我々抜きに、我々のことを決めるな）」を合い言葉に、各国と対立しながら

らも多くの条項にみずからの意見を反映させていった。

この条約は、非差別平等を基礎として、自由権や社会権をほぼ網羅するものとなっている。この条約の目的は、障害者に特別の新たな権利を与えようとするものではなく、一般に保障されている人権が障害者には実質上保障されていない現状に鑑みて、その間に横たわっている格差をなくすことである。あくまでも、一般と同じラインに立つことを目指すに過ぎないということに留意すべきである。

これまでの社会は、「一般に保障されている人権は等しく障害者にも保障されている。門戸が開かれているにもかかわらず、仮にその権利を享有できないとすれば、その原因は、障害に基づく個人の能力不足にある。」と考えていた。

しかしながら、それは間違いであり、一般社会に於ける障害者の存在を無視した社会システムの発展と一般社会システムとは別枠での分離保護政策こそが、障害者を社会的に排除し、障害者個人をますます無力な存在に貶めているのである。

だからこそ、この条約のもっとも根本的な精神は、社会の排除を意味するエクスクルージョンの反対語であるインクルージョンなのであり、求めているのは社会の側の変革なのである。そこで、この条約は、社会の障壁を

除去し、人権享有上の格差をなくしていくための新しいコンセプトを国際人権として認知したのである。たとえば、合理的配慮の否定が差別であるとされ、労働、教育の他、あらゆる場面で合理的配慮の提供が求められること、手話の言語性が確認されたこと、建物、交通、情報、サービスに対するアクセシビリティが全ての権利行使の基礎として求められたこと、強制施設収容が改めて問題とされたこと、司法へのアクセスにおいて手続き上の配慮が求められたこと、地域において自立した生活を営む権利を認めたこと、教育において共に学び合うインクルーシブ教育が原則となるなど、大きな意義を有する条項が設けられた。

このように、障害者福祉のパラダイムの転換を迫るこの条約から日本の現状を照射すると、権利保護の分野が全くの空白状態であることや既存の関連法規や関連政策分野における大きな問題点が浮き彫りになってくる。顕在化しない形で差別や虐待が横行している現実だけでなく、未だに施設処遇、原則分離教育、一般就労と福祉的就労の枠組固定などが政策の基本となっていること自体がこの条約と相容れない。このため、この権利条約は日本の障害者福祉の枠組みを大きく転換させる力を内在している。しかし、この条約をお飾りとしなないためには、差別禁止法の新設や既

存の立法の改廃が絶対要件となる。これをやり遂げる力量が現在の障害者運動にあるのかが試されることになるであろうが、少なくとも、保護の客体から権利へ主体へ、歴史の扉は開かれたのである。

（本研究所研究員 障害者福祉論）

